**別表第三号による確認方法書**

**電気通信事業法**

|  |  |
| --- | --- |
| 社　名 |  |
| 住　所 |  |

1. 組織並びに管理者の責任及び権限

※設計合致義務を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明

次表に該当事項を記入致します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経営責任層役職名 | 品質管理関連組織名及び管理責任者職名 | 品質管理関連組織の責任と権限事項 |
| 代表取締役社長 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

二．設計合致義務を履行するための管理方法

※設計合致義務を履行するために必要な端末機器の取扱いにおける管理方法に関する規定が具体的かつ体系的に文書として整備され、それに基づき設計合致義務が適切に履行されることの説明

次表の該当欄に、“○印等”を記入致します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 設計合致義務を履行するための管理方法は、具体的かつ体系的に文書として整備し、それに基づき適切に履行します。かつ各社の関係は、別紙「 確認方法書補足事項　Ⅰ．品質管理体制」により、適切に履行されるよう明確化しています。 |

1. 端末機器の検査

※設計合致義務を履行するために必要な端末機器の検査手順その他検査に関する規定が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明

次表の該当欄に、“○印等”を記入致します。

　　　ａ．検査と管理

|  |  |
| --- | --- |
|  | １．設計合致義務を履行するために必要な端末機器の検査手順その他検査に関する規定を文書として整備し、それに基づき検査を適切に行います。 |
|  | ２．端末機器の検査については別紙 「確認方法書補足事項　Ⅰ．品質管理体制」 の製造工場で行い、検査方法はISO9001等の品質マネジメントシステムに基づき検査を行います。 |
|  | ３．端末機器の検査については別紙 「確認方法書補足事項　Ⅰ．品質管理体制」 の製造工場で行い、製造工程で検査が適切に行われることの管理方法を文書として整備し、それに基づき検査が適切に行われることの管理を行います。 |

　　　ｂ．検査項目及び検査実施方法

|  |  |
| --- | --- |
|  | １．検査の項目及び実施方法をQC工程図等で定め、全数検査を実施します。 |
|  | ２．検査の項目及び実施方法をQC工程図等で定め、抜取検査を実施します。 |
|  | ３．外観等から判別可能な不良への、官能検査を実施します。 |
|  | ４．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

ｃ．不適合品の措置及び品質情報のフィードバック

|  |  |
| --- | --- |
|  | １．発見された不適合品は荷札等で識別し、手直し等の措置をとります。 |
|  | ２．不適合品が既定数以上発見された場合は、そのロットの完成品全てを前工程に返却し、手直し等の措置をとります。 |
|  | ３．不適合品が発見された場合、原因分析を行い当該工程へフィードバックして再発防止対策を図ります。 |
|  | ４．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

四．測定器等の管理方法

※端末機器の検査に必要な測定器その他の設備の管理に関する規定が文書として整備され、それに基づき測定器その他の設備の管理が適切に行われることの説明

次表の該当欄に“○印等”を記入致します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | １．端末機器の検査に必要な測定器の較正状況が確認できる資料を作成し、適切な管理を行います。 |
|  | ２．端末機器の検査は別紙 「確認方法書補足事項　Ⅰ．品質管理体制」 の製造工場で行い、測定器の管理方法はISO9001等の品質マネジメントシステムに基づき管理を行います。 |
|  | ３．端末機器の検査は別紙 「確認方法書補足事項　Ⅰ．品質管理体制」 の製造工場で行い、製造工場で端末機器の検査に必要な測定器の較正状況が確認できる資料を作成し、適切な管理を行います。 |
|  | ４．端末機器の検査は機能（目視）検査のみを行い、端末機器の検査に必要な測定器を保有しません。 |

五．その他

※その他設計合致義務を履行するために必要な事項

その他設計合致義務を履行するために必要な事項について添付した資料があれば、資料の名称を記載致します。

|  |
| --- |
|  |

以上